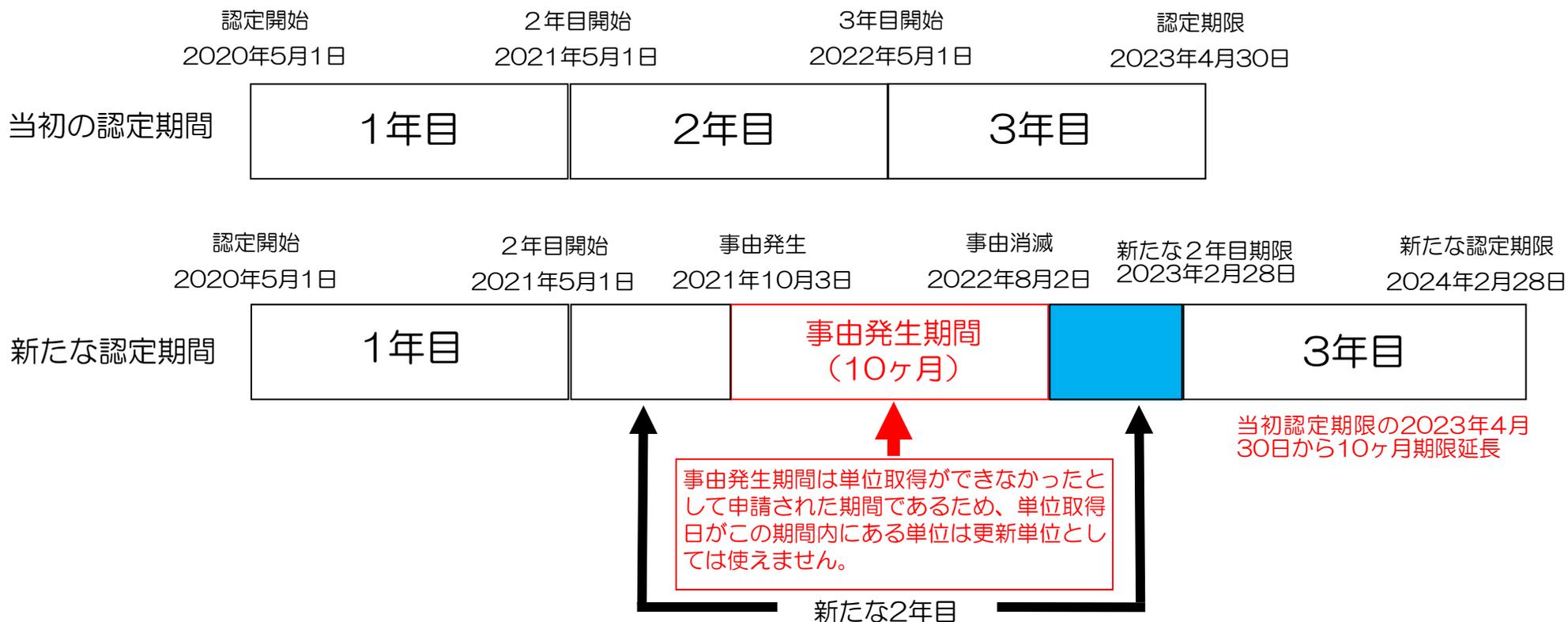


# 小児薬物療法認定薬剤師 認定期間延長した場合の更新認定申請の際の注意

\* 認定開始日等の日付は全て例です。



**【更新申請の際の注意】** 当初の認定期間と新たな認定期間の関係は上図の通りですが、「薬剤師研修・認定電子システム」(PECS)の「認定申請」のページの表示では、2年目が延長されている場合でも認定2年目の期限は当初2年目期限の2022年4月30日、認定3年目の開始が2022年5月1日と表示され、3年目が延長されている表示となります。また、PECSによる取得単位もそれに従って管理されるため、上図の例の場合、事由消滅の翌日(2022年8月3日)から新たな認定2年目期限である2023年2月28日の間が単位取得日となった単位(上図青塗り期間が取得日となった単位)は、本来認定2年目の単位ではあるものの3年目として管理されています。従って、更新認定申請の際は、青塗り期間が取得日(上図の例では2022年8月3日~2023年2月28日)が単位取得日となっている単位数を、手帳の単位入力欄の該当年(この例の場合は2年目)の欄に入力して申請して下さい。なお、手帳の欄入力後、単位計算を押下した状態の「認定申請」のページを全て印刷し、更新申請完了後に認定期間延長承認書と共に当財団に郵送して下さい。更新申請の手順は当財団ホームページをご確認下さい。